東久留米市下水道使用料等検討委員会

報告書

平成23年8月30日

東久留米市下水道使用料等検討委員会

はじめに

めまぐるしい国際情勢や長引く景気の低迷による財政状況の逼迫は国及び地方公共団体の諸般の改革に拍車を加え、もはや何人も奔流に逆らうことはできない。

時に、本年3月11日に発生した東日本大震災は私たち日本人の心や暮らしに与えた影響は限りなく大きい。被災地の復興に向けての計画も未だ進まず震災の影響は市民生活に大きな不安となってのし掛かっている。しかし、そうしたなかにあっても明日への希望は失うことなく生きる底力を発揮していきたいものである。

私たち下水道使用料等検討委員会委員も時代の潮流を切々と感ずるものがあり、本市の下水道財政の検討にあたり、過去の行きがかりを捨て、情に流されることなく真実のみにとまる。 立脚して時代の要請に即した、公平 公正な結論を見出すべく努力した。

いうまでもなく下水道は環境保護の要であり、これなくして都市生活は成り立たない。 現在及び将来にわたり、下水道が重要な社会資本としての使命を全うするためには何より下水道財政が健全でなければならない。

本市においては年々増加する行政サービスに対応していく財源を生み出すため職員定員適正化や学校の統廃合をはじめ諸施設維持管理の見直し等内部管理コストの削減などが進められてきた。下水道事業についても改善、見直しが進められてきたものの、税による赤字補てんを意味する一般会計からの基準外繰入金は依然として多額の数字に上っている。これらは短期間で解決できる問題ではない。「持続可能で自立的な下水道経営の確立」に向け、さらなる改善の努力が強く求められる。

本委員会は限られた時間的制約のなかで総力をあげて本市の下水道事業の現状や問題 点について質疑し 熱く議論し 真摯に検討した結果を委員の総意としてここに報告す るものである。

この報告が今後の下水道事業の施策及び運営に十分活かされることを真に願ってやまない。

下水道使用料等検討委員会

類長 线 & 神次郎

1. 東久留米市の下水道事業

東久留米市(以降「市」という。)の公共下水道事業は、昭和39年に滝山団地を中心とした区画整理事業から始まり、分流方式による単独公共下水道としてスタートした。その後、東京都の「荒川右岸東京流域下水道計画」が具体化し、昭和47年に市の全域を荒川右岸東京流域下水道区域へ変更し、昭和53年より流域関連公共下水道として整備を推進してきた。着手から平成21年度末までに総事業費460億円を投じた結果、整備率は平成15年度末で、人口普及率が100%となった。この間に建設された汚水管の総延長は289kmに及んでいる。

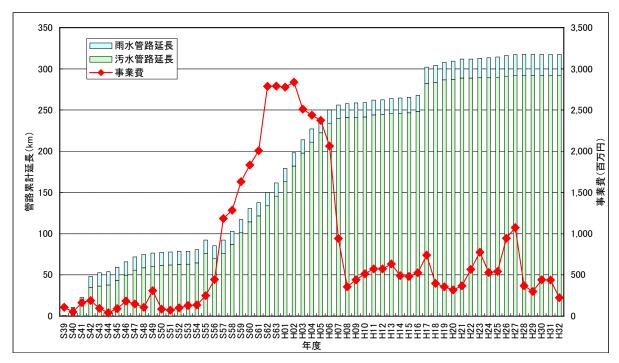
また、今後の下水道事業を展開するうえで、"普及拡大"中心の下水道から"活用・再生"という21世紀型の下水道として国や東京都の下水道事業の方向性を考慮しつつ、市の下水道事業が抱える課題に対応した下水道事業の中期的な計画である「東久留米市公共下水道プラン」(以降「プラン」という。)を策定した。プランの計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間であり、基本理念は"快適生活と水と緑をつなぐ下水道"を目指し、その基本方針を①健全な水循環の再構築②安全・安心なくらしの実現③下水道経営基盤の強化の3つを柱とし、この10年間での具体的な施策展開を考えている。

2. 下水道財政の現状

市では、昭和39年以降、滝山団地をはじめとする大型団地建設が相次いで行われたことにより急激な都市化が進み、人口の増加による教育・保育関連施設に不足が生じ、その建設整備に優先的に力を注いできたため、下水道や道路といったインフラ整備が追いつかないこととなった。

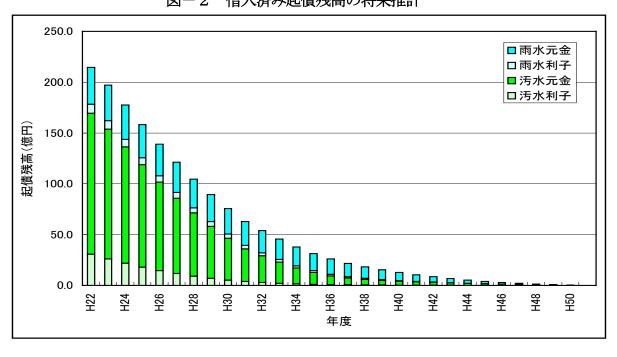
その後、急激な人口増加による河川の汚濁が深刻化する等、これらを解消するため、昭和60年度に策定された第二次東久留米市長期総合計画のなかで昭和70年度までに人口普及率を100%にする目標(図一1)が掲げられ、下水道事業を最重要施策と位置付け、多額の事業費を投入し建設事業を進めることとなったが、厳しい財政状況の中で、受益者負担金を徴収することなく、下水道建設事業費のほとんどを地方債に依存した結果、資本費に該当する多額の起債残高と高金利の利子返済が嵩み、使用料収入のみで対応出来ないため、その不足額は一般会計から繰入金として毎年度補填されている状況である。

図-1 事業費と整備管渠延長の推移



平成21年度末の地方債未償還金残高は175億円(内汚水分148億円)【資料—4 参照】となっている。平成21年度の元利償還金は15億円(内汚水分13億円)を超え ており、これが歳出に占める割合は約62%に達し、清瀬水再生センターの維持管理費が 約23%・下水道料金徴収費が6%・残りの約9%で下水道施設(管渠、ポンプ場)の修 繕、清掃等の維持管理を行っている状況である。

図-2 借入済み起債残高の将来推計



下水道事業は、地方財政法第6条の規定により「公営企業のその経費は当該企業の経営 に伴う収入をもってこれに当てなければならない」とされており、本来、汚水処理経費に かかる費用は使用料を充てることが原則とされている。

一方では、国の特例措置として経営改革等を実施する自治体に対して公的資金補償金免除繰上げ償還制度が導入され、市もこの制度を受けるべく平成19年度に効率的な事業運営や下水道使用料の見直しを行うことなどを盛り込んだ公営企業経営健全化計画書を国へ提出し、その承認を受け、高金利から低金利への借換えを実施したことで10億2千万円の効果額が生じ、資本費の減少が図られた経緯がある。

ここで、市の平成21年度下水道経営状況(表—1)を見ると、汚水処理経費回収率(以下「回収率」という。)は77.4%(9市平均83.7%)となっているが、この数値は、平成19~20年度で実施した公的資金補償金免除繰上げ償還の実施による低利への借換と2年間の元金返済据置きにより回収率が一時的に上がったものであり、平成22年度からは元金返済が新たに始まるので、平成22年度の回収率は57%と下がる見込みである。

近年では、平成18年度に使用料改定を行ったが、節水型家電の普及等により水需要の減少の影響を受け、その後も下水道使用料収入が伸び悩み、維持管理費の経費節減に努めたが、回収率の向上には至らなかった。

表-1 荒川右岸処理区構成市の下水道事業経営状況(平成21年度)

項目		東久留米市	武蔵野市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市	清瀬市	武蔵村山市	西東京市	流域関連平均
普及率	l	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%
水洗化率	ı	99.2%	100.0%	100.0%	97.2%	98.6%	98.0%	98.6%	98.7%	96.3%	98.5%
有収率] 	91.1%	73.2%	68.3%	74.8%	90.9%	91.7%	91.8%	94.4%	92.0%	85.3%
使用料単価 一①	(円/m3)	132.63	72.92	83.51	111.70	128.17	122.41	124.35	122.82	94.91	110.38
汚水処理原価 一②	(円/m3)	171.34	71.23	71.95	127.99	179.06	171.64	124.74	156.68	193.16	140.87
汚水処理原価 (うち維持管理費)	(円/m3)	65.70	67.41	60.79	58.54	65.21	64.33	63.65	63.65	64.49	63.75
汚水処理原価 (うち資本費)	(円/m3)	105.64	3.82	11.16	69.45	113.85	107.31	61.09	93.03	128.67	77.11
経費回収率 一①/②)	77.4%	102.4%	116.1%	87.3%	71.6%	71.3%	99.7%	78.4%	49.1%	83.7%
一般家庭用使用料	(円/月)	1,911	945.00	1,102.00	1,580.00	1,638.00	1,575.00	1,610.00	1,348.00	1,354.00	1,451.44
総事業費	(千円)	46,010,932	26,545,455	22,300,691	85,689,356	62,437,240	33,836,540	15,769,357	26,066,562	64,694,913	42,594,561
うち受益者負担金	(千円)	0	771,645	962,978	5,105,087	3,505,617	1,265,454	1,002,041	1,616,796	4,245,102	2,052,747
受益者負担金算入率		0.0%	2.9%	4.3%	6.0%	5.6%	3.7%	6.4%	6.2%	6.6%	4.8%
		は東久留米市より	リ優位な値を示す。	0			•				

注)一般家庭使用料は、1月に20m3使用時の下水道料金を示す。

^{*}は、平成21年度までの全体額である。

3. 下水道財政の問題点

本市における下水道財政の課題は、1つ目は使用料収入が伸び悩んでいることである。 平成18年度に使用料の改定を行ったが、その収入は緩やかに下がり続けており、水洗化 普及率も約99%とほぼピークに達しているため今後も大幅な利用者増は見込めない。

その使用料収入減少の主な要因は、節水タイプの家電製品の普及による水量の減、企業の経営コスト縮減である。一例として、水を大量に使用する部署を使用料が安い都市へ移す等により水需要が総体的に鈍化傾向にある。雨水等の不明水を除いた純粋な汚水量を示す有収水量は、平成16年度決算で11,961千 m³であるが平成21年度は11,625 千 m³となっており減少傾向が顕著である。【資料—4参照】

2つ目は、昭和45年に制定された下水道事業受益者負担に関する条例が適用されず、昭和56年に同条例を廃止する等、下水道使用料の適正化を十分に図ることができなかったことにもある。このような経緯を踏まえ下水道使用料の改定の経過は、別紙資料-2のとおりであるが、これらの改定により、市の回収率は平成21年度末で77.4%まで達成している。しかし、この回収率は、前述したように平成19~20年度で実施した公的資金補償金免除繰上げ償還の実施による借換と2年間の元金返済据置きにより回収率が一時的に上がったものであり、平成22年度以降は元金返済が新たに始まるため、回収率は50%の後半まで下がり、その後、現行のまま行くと平成27年度でも未だ65%程度のまま推移する見込みである。【資料-4参照】

現行の使用料を改定しない場合、一般会計からの繰入金は平成23年度から平成32年度までの10年間で約67億円に達するため、この繰入金に依存しないような経営基盤を整えていくためにも使用料の見直しが必要である。

4. 検討経過

上記の下水道財政の現状と問題点を考慮しつつ今後、プランで位置付けた平成23年度から平成32年度までの10年間に実施する事業費と起債償還額を算出し将来経営の予測値を算定した。

なお、一般会計からの下水道事業特別会計への繰入金に関し、平成19年度から繰出し

基準に「分流式下水道に要する経費」の適用が新たに加わり、汚水処理経費に人口密度により、公費を投入できる方式が導入された。この制度については、健全な経営を目標とするため、また、汚水私費の原則により「分流式下水道に要する経費」【救済措置なし・資料―4参照】は導入しないケースで使用料の改定率を設定した。次に基準外繰入金等の各種計画値は年度毎に変化するため、単年度の数値で検討するのでは無く、平成23年度から平成32年度までの累計における回収率を概ね100%になることを目標とした。

また現行の使用料では、起債償還額は平成27年度までは年間15億から18億程度の 償還額となっており、その後は減りつつも下水道施設の老朽化等による維持管理費も増加 していくため、現行の使用料収入では回収率は改善されず、平成32年度で漸く94.3% となる見込みであるが10年間の平均では68%となる。【資料—4参照】

このような状況から、使用料改定は避けられない課題であると理解し使用料改定にあたっては、節水機器の開発販売等に携わる企業にも敬意を表し、その負担を市民に一方的に押し付けるのでなく、市は市民に理解が得られるよう十分な説明が必要であり、節水型社会への意向を踏まえつつ排水量等への影響を勘案し実情に対応した単価設定を検討しなければならない。

以上より使用料の改定検討にあたり5つのケースを設定した。平成32年度までの改定 周期を1回で設定した6.2%と5年毎で改定するケース3.0%、5.0%、10.0%、 28.3%とした4つのケースを設定し検討した。

次に下水道への未接続世帯への普及促進を更に強化し、使用料の回収を図ることが重要であり、それは結果として、市民に対する公正、公平性とともに河川環境の改善にもつながるものと考えられる。更に使用料の減免措置について、生活扶助受給者等に対し他市には見られない『全額免除』としている点についても議論した。

5. 適正な下水道使用料のあり方

依然として厳しい市の財政状況の下、下水道財政も平成32年度までの事業計画の実施 に向けて、更なる健全化に向けた対策が必要であるという認識から、下水道使用料の適正 化、すなわち見直しは避けては通れないものであると考えられる。下水道事業は公営企業 と位置づけられており、その経営は独立採算が基本であり、汚水処理経費は下水道使用料で賄わなくてはならない。我々下水道使用料等検討委員会は、過去の改定経緯とこれからの下水道経営のあり方、また本来、一般会計の特性と、原則受益者負担とすべき使用料としての性格区分について充分な議論を重ね、改定に向けて下記のような検討を行った。

上記で述べた改定率5.0%、10.0%、28.3%の3つのケースは、早い段階で 回収率が100%(資料—4参照)となるが、今夏の節電対応や近い将来の消費税の増税 等が計画されている今の社会情勢では市民の理解を求めることは極めて困難であり、単年 度で市民への負担額がかなり大きくなるため今回は見送ることとした。

残りのケースのうち、3.0%は10年間で見れば汚水の回収率が平成32年度で100%になるが5年後に必ず3.0%の改定をしなければならず、委員のなかには5年後に必ず改定ありきでは、好ましくないという意見と5年後の検討結果に依っては3.0%以上の見直しの可能性もあることから、下水道使用料の改定について、本市の下水道経営の財政状況や市全般の財政状況及び今日の社会経済情勢を勘案し、委員の総意を集約した結果、プランの前期に主な事業が集中することや、見直し周期を今後10年間で今回の1回のみとすることとプラン計画期間最終年度である平成32年度に回収率が100%(表一3)となるような使用料改定率を6.2%とすることが必要であると考えるに至った。

表一3 汚水処理経費回収率の推移

経費回収率の将来予測 (単位:%) H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 項目 現行使用料 59.9 59.4 59.1 61.3 64.9 68.0 92.5 94.3 71.7 75.2 ケース1 63.6 63.1 62.8 65.1 68.9 72.2 76.1 79.9 98.3 100.1 6.2% 60.9 100.0 61.6 61.2 63.2 66.8 72.1 76.0 79.8 98.2 3.0%、5年毎 ケース3 5.0%、5年毎 62.8 62.3 62.1 64.4 68.1 74.9 79.0 82.9 102.0 103.9 ケース4 65.0 67.5 71.4 82.2 91.0 112.0 114.0 65.8 65.3 86.7 10.0%、5年毎 ケース5 75.8 78.7 83.2 152.3 76.8 76.2 111.9 118.0 123.8 155.1 28.3%、5年毎

また、今回の使用料改定の大きな目標は、プランの内容を実施するため、一般会計そのものが厳しい財政状況に直面していることを直視し、安易に一般会計からの繰入金に依存する体質から脱却することを目指した。資料—4から現行のままでは、67億の繰入額が使用料改定後は57億となり約10億円程度の繰入額が改善される見通しである。このよう

な市の財政全般の均衡を回復させることが、健全な下水道事業の経営に繋がるものと思慮される。

なお、この改定率での改定後は平成32年度まで見直し及び検討は原則しないこととなっているが、プランの前期期間が終了する平成27年度に、平成23年度から平成27年度までの5年間の事業の検証が必要である。

次に使用料の減免措置であるが、生活扶助受給者等に対し、多摩各市では見られない福祉的判断に基づく『全額免除』としている点について、今回、市の財政状況及び多摩各市とのバランスを考慮しつつ、10㎡以下の使用料のみを免除することとした。

改定へ向けての課題であるが下水道施設は普段は市民の目にふれることが少ない地下 へ埋設されていることから、多くの市民に下水道事業が十分に認識されていない状況が使 用料の改定を難しくしていると考える。

今後、下水道事業を進めるうえで、建設・維持管理経費原価の更なる縮減、投資額の平準化、起債の借換えの国への働きかけ、市民への現状説明の徹底による下水道事業の円滑な経営に向けた施策の実現を求め、市民へ合意形成が図れるよう努力されたい。

<u>6. おわりに</u>

21世紀の下水道事業は、これまでの「排除・処理」から地域の持続する発展を支える 社会基盤としての「活用・再生」へとビジョンが大きく変更され、「循環のみち」を実現 する動きとなった。このような時代の流れを受け、下水道はその経営手法をより効率的運 営に維持管理はより高機能な施設に再構築していく時代に移行すべく整備、管理、更新の 一体化による事業展開を実施しなければならず、更に安全・安心で快適な文化的生活を持 続させるためにはより健全な財政基盤の確保が前提となり、我々下水道使用料等検討委員 会は、全委員の総意で下水道使用料を改定する必要があるとの結論に達した。

しかし、東日本大震災による景気の更なる長期低迷、依然続くデフレ経済などの社会情勢の下で下水道使用料の改定は使用者に負担を強いるものであるため、改定にあたり使用者間の公平性を考慮し、急激な使用者の負担増加の抑制を図りつつ、今後市が実施する下水道事業の展開を視野に入れ、平成32年度に汚水経費回収率を100%にするため、使用料改定率を6.2%とするという選択に至った。

市は「湧水・清流保全都市宣言」を本年6月に宣言をされた。下水道事業もこの宣言を 受け、湧水・清流の保全に向け、その果たすべき役割に大いに期待するものである。

この報告が今後のまちづくりの一環である下水道事業の健全な運営に寄与し、将来に向けての確かな道標となるよう、また、5年後に行われるこの間の事業検証をしたうえで、その結果を考察し、更なる適切な事業運営を図ることを強く望むものである。

7. 附帯意見

なお、委員会のなかで、各委員から次のような附帯意見が出されたことを明記しておく。

- (1) 下水道使用料については、下水道事業経営の観点から、市全体として、下水 道使用料収入増加のためにも人口増を目指した都市計画の将来像について議 論が必要と考える。
- (3) 現行の法制度では、広域的な下水道事務処理は困難であるが、流域下水道として広域的な観点から効率的に整備されていることから、水道事業のように事務 処理等も含めて多摩地区や都を含め効率的にできないか検討が必要である。

民意識を喚起する必要がある。

東久留米市下水道使用料等検討委員会委員名簿

◎委員長 ○委員長職務代理 (敬称略)

	〇安貝文	(例文杉小四合)
区分	氏 名	
学識経験者	◎ 佐藤 柳次郎	大学講師
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	〇 大 野 貴 志 夫	税理士
	折 原 正 和	
	木 村 温 眞	
市民	塩野谷 敏江	
	樋川紘一	
	森 彰 宏	
職員	小 山 満	企画経営室長

東久留米市下水道使用料等検討委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市の下水道使用料のあり方についての基本的事項を検討するため、東久留 米市下水道使用料等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を東久留米市長(以下「市長」という。)に報告する。
 - (1) 下水道使用料のあり方に関する事項
 - (2) その他下水道に関することで、市長が必要と認める事項

(構成)

- 第3 委員会の委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 2名以内
 - (2) 東久留米市民 5名以内
 - (3) 東久留米市の職員 1名以内
- 2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員 がその職務を代理する。

(会議)

- 第5 委員会は、委員長が招集し、議長は、委員長が行う。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、都市建設部施設管理課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定による市長への報告の日の翌日をもって、その効力を失う。

東久留米市下水道使用料等検討委員会活動経過

回 数	年 月	内 容 等
第 1 回	平成23年 2 月25日	①委員会の設置 ②委嘱書·任命書交付 ③下水道管理者 市長より、調査・検討報告依頼 ④委員長選出・委員長職務代理者指名 委員長選出・委員長職務代理者指名 委員長職務代理大野貴志夫 ⑤「東久留米市の下水道事業」事務局より説明 ⑥質疑応答・意見交換
第 2 回	平成23年 3 月30日	①下水道施設の視察 ~延 期~
第 3 回	平成23年 4 月28日	①「市の財政状況等について」 レクチャー 財政課長 下川尚孝 ②「下水道使用料の過去の改定及び実績について」 ③「下水道事業の決算と収支計画について」 事務局の説明 ④質疑応答・意見交換
第 4 回	平成23年 5 月27日	①「市財政について」 財政課職員 ②「下水道事業の経営予測について」 事務局より説明 ③質疑応答・意見交換
第 5 回	平成23年 6 月 9 日	①下水道施設の視察 「清瀬水再生センター」 東久留米市汚水中継下谷ポンプ場
第6回	平成23年 7 月 1 日	①「使用料の改定率の最終確認について」 ②「減免措置について」 事務局より説明 ③質疑応答・意見交換
第7回	平成23年 7 月29日	報告書(案)の検討並びに確認
第 8 回	平成23年 8 月30日	①報告書の最終確認 ②市長へ報告書を提出

資 料 編

資料-1

平成21年度多摩26市公共下水道決算状況

資料-2

下水道使用料改定経過

資料-3

荒川右岸処理区構成9市の状況

資料-4

平成32年度までの汚水処理経費に係る事業費及び使用料改定による汚水処理経費回収率

資料-5

東京都と多摩26市の減免措置状況

平成21年度 多摩26市公共下水道決算状況

平成23年 3月10日 調整

分流式下水道に要する経費として、基準内繰入とした額を汚水処理費 の資本費に加えて回収状況を試算したもの (救済措置無) 付表 16 付表 15 40表 基準外繰入金及び使用料状況 処理原価経費回収率行政人口 市民一人当りの汚水処理費 他会計繰入金 J (千円) 目 有 収 水 量 使用料収入使用料単価 汚水処理費 企業債現在高 項 基準外繰入金額 救済措置 28 維持管理費(L) 基準内 58 基準外 68 団体名 B (千円) 資本費(M) D=L+M(千円) **G**(人) H (円) 元金 I (千円) (J) 59 K (円) A (m) C=B/A (円) E=D/A (円) F=C/E (%) 104, 346, 329 1.052.764 3.969.150 王 子 市 58, 020, 434 8.081.028 139.3 3.650.066 5.718.018 9.368.084 161.5 86. 560, 506 16.714 2.916.386 822, 202 5, 203 21, 689, 185 2, 668, 624 123.0 1, 333, 001 1, 385, 876 2, 718, 87 125. 98. 178,048 15, 270 23, 714, 902 1, 719, 356 274, 644 1, 994, 000 1, 543 Ш 蔵 野 市 18, 190, 96 1, 326, 482 72. 9 1, 226, 23 69, 562 1, 295, 795 71. 102. 137, 506 9. 424 3, 591, 141 532, 870 251, 130 784. 00 1.826 590 市 1.381.231 13.298 832, 642 106, 180 938, 822 19, 205, 555 1, 596, 089 83. 1, 010, 618 2, 391, 849 124. 66. 179, 872 10, 728, 281 2, 279, 776 155. 1, 323, 659 2, 112, 112 3, 435, 771 234. (22, 269, 713 1.414.127 119, 081 10, 113 梅 市 14, 681, 933 66. 4 139, 829 24. 571 630, 105 2, 044, 232 中 29, 237, 996 2. 194. 749 75. 1, 645, 505 432.819 2, 078, 324 71. 105. 249, 996 8.313 6. 172. 357 1, 244, 135 106, 691 1, 350, 826 427 市 市 125.6 966, 951 1, 772, 101 130. 15.617 450.159 141.672 591, 831 1, 248 13, 609, 629 1, 709, 970 805, 150 113, 475 7, 740, 054 100, 475 96. 布 市 25, 401, 443 2, 086, 007 82. 1, 649, 728 319,500 1, 969, 228 77. 5 105. 221, 180 8,903 5, 528, 638 1, 195, 853 8,878 1, 204, 731 40 Ħ 市 40, 100, 108 5, 289, 950 131.9 2.519.484 3, 336, 863 5, 856, 347 146.0 90. 423, 321 13.834 53, 741, 952 811, 468 1.889.532 2.701.000 426, 643 4.464 金井 市 12, 244, 53 1, 022, 586 83. ! 744, 300 136, 647 880, 94 71. 116. 114, 25 7. 71 2, 339, 92 559, 604 49, 615 609, 21 434 平 市 2, 235, 363 1, 389, 893 2, 561, 448 128. (183, 286 1, 648, 017 521, 983 2, 170, 000 2, 848 20, 012, 85 111. 1, 171, 559 87. 13, 97 16, 218, 405 8. 598 野 16, 674, 374 2, 159, 868 1. 124. 977 3, 599, 268 4, 724, 245 283.3 177.071 26,680 32, 826, 405 437.041 1, 522, 386 1. 959. 427 723, 784 市 129.5 45. 7 15, 832, 61 2, 029, 30 128. 1, 032, 442 1, 802, 491 179. 71. 152, 758 18.55 26, 570, 76 212, 32 821, 551 5, 37 東村 山市 2, 834, 93 1, 033, 87 758, 80 分寺市 12.843.377 1, 462, 306 113.9 748.616 1. 139. 532 1, 888, 148 147. (77. ! 117, 923 16, 012 19, 025, 210 2, 077, 737 451, 121 2, 528, 858 3, 826 立 市 8, 136, 06 973.915 524, 488 652, 469 1. 176. 957 144. 82. 74. 329 15.834 1, 258, 483 275, 871 1, 534, 354 13.801 3.711 119. 14, 789, 153 市 福 生 9, 211, 774 1, 163, 985 126.4 517, 395 759, 713 138. 60.412 21, 140 6, 920, 485 380,000 380,000 1, 277, 108 91. 2 市 7, 889, 126 836, 851 106. 705, 825 442.714 1, 148, 539 145.6 72.9 77, 235 14.871 4, 467, 046 554.666 27.334 582,000 354 江 8, 812, 90 1, 078, 804 122.4 566, 918 945, 701 1, 512, 619 171. 71. 83, 779 18, 05 13, 938, 774 45, 912 473, 230 519, 142 226, 33 5, 649 東大和市 瀬 市 7, 752, 69 964, 051 124.4 493, 461 473, 595 967, 056 124. 99.8 73, 779 13, 107 5, 879, 102 34, 768 27, 434 62, 20 37 東久留米市 11, 625, 340 1, 541, 882 132.6 763, 818 1, 228, 097 1, 991, 91 171.3 77.4 116, 491 17, 099 17, 482, 869 304, 253 502, 846 807, 099 4.31 378, 010 8, 502, 13 1, 044, 232 122.8 541, 130 790, 972 1, 332, 108 156. 78. 4 71. 358 18, 66 4, 527, 954 54.810 358, 106 412, 916 348, 60 5.018 武蔵村山市 摩 市 16, 426, 928 2, 417, 801 147. 2 1, 264, 343 396, 483 1, 660, 826 101. 145. 147, 941 11, 226 3, 059, 433 209, 568 209, 568 城 市 169. 9, 550, 079 460.332 5. 503 7, 634, 825 989, 666 129. 6 503, 626 793.542 1, 297, 168 76. 83.655 15.506 77.868 538, 200 20.07 589.100 327, 626 5. 678 村 市 7, 009, 202 681, 620 97. 2 400.943 990.043 141. 2 68. 8 57, 702 17. 158 8, 179, 368 480.838 808.464 7, 236, 177 896.957 124.0 505, 230 1, 377, 510 1.882.740 260.2 47.7 81.739 23.034 26, 310, 992 217.150 887. 260 1, 104, 410 579.967 10.855 あきる野市 19, 366, 85 1, 838, 120 94.9 1, 249, 017 2, 491, 960 3, 740, 97 193. 49. 194, 908 19, 194 15, 121, 591 75. 219 2.044.781 2, 120, 00 214, 41 10.49 西東京市 多摩26市合計 437, 349, 016 50, 569, 990 3.002.4 28. 392. 147 34, 362, 006 62, 754, 153 3, 869, 5 2. 177. 6 4. 072. 350 413, 772 465, 040, 924 17. 097. 612 15. 860. 716 32, 958, 328 4, 732, 199 98.486 1. 945. 000 115.5 148.8 83.8 156, 629 657, 601 3.895 多摩26市平均 16, 821, 116 1. 092. 006 1. 321. 616 2, 413, 621 15. 914 17, 886, 189 610.028 1. 267. 628 182, 008 荒川右岸流域 122, 340, 889 13, 080, 828 993.4 7, 788, 880 9, 328, 918 1, 267. 7 753.4 105, 670, 527 3, 467, 779 5, 050, 676 8, 518, 455 1, 926, 175 36, 333 17, 117, 798 1, 128, 116 135, 791 9 市合計 荒川右岸流域 865, 431 140. 9 83. 125, 346 946, 495 13, 593, 432 1, 453, 425 110.4 1, 036, 546 1, 901, 978 15, 088 11, 741, 170 385, 309 561, 186 214, 019 4, 037 9 市 平 均

東久留米市 下水道使用料改定の経過

汚水の種類	‡	排水量	平	成7年9月ま	きで	平原	戊14年9月 ā	まで	伸び率	平原		まで	伸び率	平成1	8年7月1日	∃から	伸び率	平成2	24年4月から	ら(案)	伸び率
/ケ/ハリ/性 共	((1ヶ月)		消費税抜き 消費税込み			消費税抜き	消費税込み (消費税抜き)			消費税抜き	消費税込み	(消費税抜き)		消費税抜き	消費税込み	(消費税抜き)		消費税抜き	消費税込み	(消費税抜き)
	?	10 m ³		530			530	562	1.00		560	588	1.06		630	661	1.13		710	745	1.13
	?	20 m^3	1m³につき	73		1m³につき	103	108	1.41	1m³につき	109	114	1.06	1m³につき	119	124	1.09	1m³につき	127	133	1.07
	~	30 m^3	1m³につき	105		1m³につき	135	141	1.29	1m³につき	143	150	1.06	1m³につき	156	163	1.09	1m³につき	164	172	1.05
	~	50 m^3	1m³につき	135		1m³につき	135	141	1.00	1m³につき	143	150	1.06	1m³につき	156	163	1.09	1m³につき	164	172	1.05
一般汚水	?	100 m^3	1m³につき	170		1m³につき	179	187	1.05	1m³につき	189	198	1.06	1m³につき	204	214	1.08	1m³につき	212	222	1.04
	~	200 m^3	1m³につき	200		1m³につき	208	218	1.04	1m³につき	220	231	1.06	1m³につき	235	246	1.07	1m³につき	243	255	1.03
	?	500 m^3	1m³につき	235		1m³につき	252	264	1.07	1m³につき	265	278	1.05	1m³につき	284	298	1.07	1m³につき	292	306	1.03
	?	1000 m^3	1m³につき	260		1m³につき	290	304	1.12	1m³につき	300	315	1.03	1m³につき	318	333	1.06	1m³につき	326	342	1.03
		1000m³超	1m³につき	295		1m³につき	330	346	1.12	1m³につき	340	357	1.03	1m³につき	357	374	1.05	1m³につき	365	383	1.02
浴場汚水	~	10 m^3		240			260	273	1.08		270	283	1.04		280	294	1.04		280	294	1.00
万物の		10m³超	1m³につき	24		1m³につき	27	28	1.13	1m³につき	27	28	1.00	1m³につき	27	28	1.00	1m³につき	27	28	1.00
		·			·			平均	1.12			平均	1.05			平均	1.07				1.04

エルの種類	排出	量			使用料(単	位:円)				下水道	直使用料1	件分の料金計	算式	H21 調定件	数での使用 ³ (改定前)	料収入の試算	H21 調定件数での使用料収入の試算 (改定後)		
汚水の種類	(1ヶ月	月)	平成18年6月まで		現行		改定後		(1ヶ月用) A=使用水量(m				³)	年 間 総件数	年間 汚水量	年間 使用料	年 間 総件数	年間 汚水量	年間 使用料
																			*
	~ 10) m ³		560		630		710				710	× 1.05	201,790	1,114,082	127,127,700	201,790	1,114,082	143,270,900
	~ 20) m ³	1m³当り	109	1m³当り	119	1m³当り	127	{(A-	10)×127+	710 }	× 1.05	203,947	3,140,919	259,559,041	203,947	3,140,919	284,686,393
	~ 50) m ³	1m³当り	143	1m³当り	156	1m³当り	164	{(A-	20)×164+	1,980 }	× 1.05	188,531	5,396,328	596,736,868	188,531	5,396,328	639,907,492
一般汚水	~ 100) m ³	1m³当り	189	1m³当り	204	1m³当り	212	{(A-	50)×212+	6,870 }	× 1.05	6,522	402,538	57,986,352	6,522	402,538	61,206,656
	~ 200) m ³	1m³当り	220	1m³当り	235	1m³当り	243	{(A-	100)×243+	17,470 }	× 1.05	1,226	175,391	32,880,085	1,226	175,391	34,283,213
	~ 500) m ³	1m³当り	265	1m³当り	284	1m³当り	292	{(A-	200)×292+	41,770 }	× 1.05	941	283,709	64,952,756	941	283,709	67,222,428
	~ 1,000	m ³	1m³当り	300	1m³当り	318	1m³当り	326	{(A-	500)×326+	129,370 }	× 1.05	340	253,897	69,315,246	340	253,897	71,346,422
	1.000	m³超	1m³当니	340	1m³뽘팃	357	1m³当り	365	{(A-	1.000)×365+	292.370 }	× 1.05	274	858.476	286.583.532	274	858.476	293.451.340
浴場汚水	~ 10) m ³		270		280		280				280	× 1.05						
	10) m ³ 超	1m³当년	27	1m³뽘빗	27	1m³当년	27	{(A-	10)×27+	280 }	× 1.05						
注)1. 改定的	注) 1. 改定前後の年間使用料の算定は、平成 21 年度調定の件数及び数量で算定した。											計	603.571	11.625.340	1.495.141.580	603.571	11.625.340	1.595.374.844	
2. 年間使用料は、消費税抜きの金額である。											使用料単価		(1)	129		137			
												_,							

}	× 1.05						
	計	603.571	11.625.340	1.495.141.580	603.571	11.625.340	1.595.374.844
	使用料単価		1	129		2	137
	改定率					②/(1)-1	6.20%

平成21年度 荒川右岸処理区構成9市の状況

Į	€		東久留米市	武蔵野市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市	清瀬市	武蔵村山市	西東京市	流域関連平均
全体計画面積	I _(ha)	(1)	1,292	1,073	1,133	2,046	1,717	1,354	1,019	1,537	1,585	1,417
行政人口	(人)	J (2)	116,491	137,506	114,251	183,286	152,758	83,779	73,779	71,358	194,908	125,346
整備済み面積	(ha)	(3)	1,284	1,073	1,133	2,046	1,696	980	858	1,141	1,585	1,311
整備済み区域内人口	l(人)	I (4)	116,491	137,506	114,251	183,286	152,758	83,732	73,732	71,353	194,900	125,334
水洗化人口	I (人)	I (5)	115,509	137,496	114,202	178,117	150,649	82,016	72,679	70,392	187,689	123,194
処理水量	(m3/年)	(6)	12,767,567	24,856,017	17,916,749	26,764,567	17,418,621	9,609,582	8,447,467	9,004,226	21,055,364	16,426,684
有収水量	I(m3/年)	[(7)	11,625,340	18,190,961	12,244,531	20,012,851	15,832,616	8,812,902	7,752,695	8,502,138	19,366,855	13,593,432
使用料収入	(千円)	[(8)	1,541,882	1,326,482	1,022,586	2,235,363	2,029,308	1,078,804	964,051	1,044,232	1,838,120	1,453,425
汚水維持管理費	(千円)	l ₍₉₎	763,818	1,226,233	744,300	1,171,555	1,032,442	566,918	493,461	541,136	1,249,017	865,431
汚水元利償還費	(千円)	I (10)	1,228,097	69,562	136,647	1,389,893	1,802,491	945,701	473,595	790,972	2,491,960	1,036,546
整備率] 	(11)=(3)/(1)	99.4%	100.0%	100.0%	100.0%	98.8%	72.4%	84.2%	74.2%	100.0%	92.1%
普及率	 	I(12)=(4)/(2)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%
水洗化率	1	(13)=(5)/(4)	99.2%	100.0%	100.0%	97.2%	98.6%	98.0%	98.6%	98.7%	96.3%	98.5%
有収率	<u> </u> 	(14)=(7)/(6)	91.1%	73.2%	68.3%	74.8%	90.9%	91.7%	91.8%	94.4%	92.0%	85.3%
使用料単価	I(円/m3)	I (15)=(8)/(7)	132.63	72.92	83.51	111.70	128.17	122.41	124.35	122.82	94.91	110.38
汚水処理原価	(円/m3)	1 (16)={(9)+(10)}/(7)	171.34	71.23	71.95	127.99	179.06	171.64	124.74	156.68	193.16	140.87
汚水処理原価 (うち維持管理費)	(円/m3)	(17)=(9)/(7)	65.70	67.41	60.79	58.54	65.21	64.33	63.65	63.65	64.49	63.75
汚水処理原価 (うち資本費)	I(円/m3)	(18)=(10)/(7)	105.64	3.82	11.16	69.45	113.85	107.31	61.09	93.03	128.67	77.11
経費回収率] 	(19)=(15)/(16)	77.4%	102.4%	116.1%	87.3%	71.6%	71.3%	99.7%	78.4%	49.1%	83.7%
一般家庭用使用料	(円/月)	l(20)	1,911	945.00	1,102.00	1,580.00	1,638.00	1,575.00	1,610.00	1,348.00	1,354.00	1,451.44
総事業費	l (千円)	l ⁽²¹⁾	46,010,932	26,545,455	22,300,691	85,689,356	62,437,240	33,836,540	15,769,357	26,066,562	64,694,913	42,594,561
うち受益者負担金	(千円)	l(22)	0	771,645	962,978	5,105,087	3,505,617	1,265,454	1,002,041	1,616,796	4,245,102	2,052,747
受益者負担金算入率	1	I(23)=(22)/(21)	0.0%	2.9%	4.3%	6.0%	5.6%	3.7%	6.4%	6.2%	6.6%	4.8%

は東久留米市より優位な値を示す。

注)一般家庭使用料は、1月に20m3使用時の下水道料金を示す。

平成32年度までの汚水処理経費に係わる事業費及び使用料改定による汚水処理経費回収率

											東久	留米市公共 下	水道プラン	/ (前期計	画)	東久智	20米市公共	<u> 下水道プラン</u>	(後期計	画)	
ī	夏 目		年 度	H. 16 (実績)	H. 17 (実績)	H. 18 (実績)	H. 19 (実績)	H. 20 (実績)	H. 21 (実績)	H. 22 (予算)	H. 23 (予算)	H. 24 (認可)	H. 25 (認可)	H. 26 (認可)	H. 27 (認可)	H. 28 (計画)	H. 29 (計画)	H. 30 (計画)	H. 31 (計画)	H. 32 (計画)	H. 23~H. 32 合計
	下水道使用料収入額(現行)	(千円)	(A)	1, 489, 045	1, 471, 840	1, 543, 003	1, 563, 535	1, 557, 864	1, 541, 882	1, 517, 047	1, 515, 905	1, 496, 716	1, 475, 556	1, 454, 357	1, 449, 147	1, 437, 733	1, 426, 353	1, 415, 005	1, 403, 691	1, 392, 409	14, 466, 872
	改定使用料収入額(ケース1) 改定率:6.2%	(千円)	(A)	_	_	_	I	_	-	_	1, 609, 891	1, 589, 512	1, 567, 040	1, 544, 527	1, 538, 994	1, 526, 873	1, 514, 787	1, 502, 735	1, 490, 719	1, 478, 738	15, 363, 816
歳	改定使用料収入額(ケース2) 改定率:3.0%、5年毎	(千円)	(A)	_	_	_	_	_	_	_	1, 561, 382	1, 541, 618	1, 519, 822	1, 497, 987	1, 492, 621	1, 525, 291	1, 513, 218	1, 501, 179	1, 489, 175	1, 477, 206	15, 119, 499
ᆺ	改定使用料収入額(ケース3) 改定率: 5.0%、5年毎	(千円)	(A)	_	_	_	_	_	_	_	1, 591, 700	1, 571, 552	1, 549, 334	1, 527, 075	1, 521, 604	1, 585, 101	1, 572, 554	1, 560, 043	1, 547, 569	1, 535, 130	15, 561, 662
	改定使用料収入額(ケ-ス4) 改定率:10.0%、5年毎	(千円)	(A)	_	-	_	-	-	_	-	1, 667, 496	1, 646, 388	1, 623, 111	1, 599, 792	1, 594, 062	1, 739, 658	1, 725, 887	1, 712, 156	1, 698, 465	1, 684, 814	16, 691, 829
Ш	改定使用料収入額(ケース5) 改定率:28.3%、5年毎	(千円)	(A)	-	_	_	_	-	_	_	1, 944, 906	1, 920, 287	1, 893, 138	1, 865, 940	1, 859, 256	2, 366, 637	2, 347, 904	2, 329, 224	2, 310, 599	2, 292, 028	21, 129, 919
基	整備区域内人口	(A)		115, 560	115, 880	115, 696	116, 010	116, 374	116, 491	116, 749	116, 818	116, 887	116, 957	117, 026	117, 095	116, 873	116, 651	116, 429	116, 207	115, 985	1, 166, 928
礎	水洗化人口	(人)		111, 590	112, 019	114, 793	114, 793	115, 282	115, 509	116, 143	116, 667	116, 887	116, 957	117, 026	117, 095	116, 873	116, 651	116, 429	116, 207	115, 985	1, 166, 777
数 値	年間処理水量	(千㎡)		13, 149	12, 772	13, 186	12, 675	13, 340	12, 768	13, 126	13, 012	12, 867	12, 708	12, 548	12, 509	12, 423	12, 337	12, 251	12, 166	12, 081	124, 902
	年間有収水量	(千㎡)	(B)	11, 961	11, 834	11, 806	11, 794	11, 668	11, 625	11, 543	11, 429	11, 285	11, 125	10, 965	10, 926	10, 840	10, 754	10, 669	10, 583	10, 498	109, 074
	排水路管理費	(千円)		52, 296	36, 193	55, 113	39, 993	36, 145	46, 114	41, 290	41, 290	41, 290	41, 290	41, 290	41, 290	41, 290	41, 290	41, 290	41, 290	41, 290	412, 900
	ポンプ場施設管理費	(千円)	A12 1-1	29, 553	24, 880	26, 054	24, 625	38, 835	39, 454	35, 330	35, 330	35, 330	35, 330	35, 330	35, 330	35, 330	35, 330	35, 330	35, 330	35, 330	353, 300
	汚 その他	(千円)	維持 管理費	179, 262	186, 430	190, 791	181, 874	210, 139	225, 633	202, 030	202, 030	202, 030	202, 030	202, 030	202, 030	202, 030	202, 030	202, 030	202, 030	202, 030	2, 020, 300
歳	処 流域下水道管理費	(千円)	8-14	486, 470	470, 450	484, 023	464, 551	479, 419	452, 617	503, 000	486, 000	503, 500	486, 600	504, 000	487, 000	504, 000	504, 000	504, 000	504, 000	504, 000	4, 987, 100
出	理小計	(千円)		747, 581	717, 953	755, 981	711, 043	764, 538	763, 818	781, 650	764, 650	782, 150	765, 250	782, 650	765, 650	782, 650	782, 650	782, 650	782, 650	782, 650	7, 773, 600
	港 汚水公債費元金償還額	(千円)		849, 977	938, 165	1, 074, 354	1, 210, 120	1, 081, 145	906, 027	1, 550, 129	1, 342, 494	1, 352, 300	1, 385, 072	1, 284, 150	1, 199, 777	1, 097, 156	1, 007, 460	929, 634	592, 414	572, 939	10, 763, 396
	汚水公債費利子償還額	(千円)	資本費	897, 326	849, 046	797, 687	519, 567	441, 194	322, 070	324, 745	425, 558	386, 295	345, 865	304, 669	268, 688	235, 918	199, 994	168, 500	141, 816	121, 749	2, 599, 052
	小 計	(千円)		1, 747, 303	1, 787, 211	1, 872, 041	1, 729, 687	1, 522, 339	1, 228, 097	1, 874, 874	1, 768, 052	1, 738, 595	1, 730, 937	1, 588, 819	1, 468, 465	1, 333, 074	1, 207, 454	1, 098, 134	734, 230	694, 688	13, 362, 448
歳出	(汚水処理経費)	(千円)	(C)	2, 494, 884	2, 505, 164	2, 628, 022	2, 440, 730	2, 286, 877	1, 991, 915	2, 656, 524	2, 532, 702	2, 520, 745	2, 496, 187	2, 371, 469	2, 234, 115	2, 115, 724	1, 990, 104	1, 880, 784	1, 516, 880	1, 477, 338	21, 136, 048
		(千円)	元 金	18, 130, 814	17, 086, 853	16, 780, 330	15, 989, 700	15, 414, 676	14, 806, 464	13, 960, 148	12, 969, 841	11, 815, 047	10, 772, 447	9, 761, 575	8, 689, 045	7, 698, 063	6, 806, 655	6, 003, 628	5, 273, 467	4, 874, 467	_
Ħ	5水 償還残高	(千円)	利子	7, 016, 172	6, 704, 975	6, 058, 780	5, 254, 971	3, 950, 073	3, 521, 051	3, 103, 897	2, 674, 187	2, 315, 406	2, 040, 947	1, 828, 058	1, 591, 562	1, 394, 749	1, 235, 919	1, 112, 582	1, 019, 524	953, 075	-
		(千円)	合計	25, 146, 986	23, 791, 828	22, 839, 110	21, 244, 671	19, 364, 749	18, 327, 515	17, 064, 045	15, 644, 028	14, 130, 453	12, 813, 394	11, 589, 633	10, 280, 607	9, 092, 812	8, 042, 574	7, 116, 210	6, 292, 991	5, 827, 542	
	水処理経費回収率(現行)	(%)	A/C	59. 7	58. 8	58. 7	64. 1	68. 1	77. 4	57. 1	59. 9	59. 4	59. 1	61.3	64. 9	68. 0	71.7	75. 2	92. 5	94. 3	68. 4
	般会計繰入金(各ケース共通) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(千円)	基準内	292, 230	159, 728	146, 457	135, 774	130, 250	112, 101	205, 751	216, 531	227, 001	232, 777	244, 320	250, 183	253, 380	261, 531	267, 184	272, 274	278, 679	2, 503, 860
	般会計繰入金(各ケース共通) 	(千円)	教済措置基準外	997, 124	1, 121, 582	577, 792	971, 598	786, 888	502, 846	792, 802	1, 016, 797	1, 024, 029	1, 020, 631	917, 112	784, 968	677, 991	563, 751	465, 779	113, 189	84, 929	6, 669, 176
-	- 般会計繰入金(ケース1)	(千円)	基準外	-	1, 121, 302		_	700, 000		732, 002	922, 811	931, 233	929, 147	826, 942	695, 121	588, 851	475, 317	378, 049	26, 161	-1, 400	5, 772, 232
<u> </u>	<u>対定率:6.2%</u> -般会計繰入金(ケース2)	(千円)	基準外	_	_			_			971, 320	979, 127	976, 365	873, 482	741, 494	590, 433	476, 886	379, 605	27, 705	132	
₽.	<u>対定率:3.0%、5年毎</u> -般会計繰入金(ケース3)	(千円)	基準外		_						941, 002	949, 127	946, 853	844, 394	741, 494	530, 623	417, 550	320, 741	-30, 689	-57, 792	6, 016, 549
	<u>対定率:5.0%、5年毎</u> -般会計繰入金(ケース4)			_	_							874, 357	·		640, 053				·		5, 574, 386
₹	文定率:10.0%、5年毎 -般会計繰入金(ケ-ス5)	(千円)	基準外			_		_			865, 206	· ·	873, 076	771, 677	,	376, 066	264, 217	168, 628	-181, 585	-207, 476	4, 444, 219
汚	文定率: 28.3%、5年毎 水処理経費回収率(ケース1)	(千円)	基準外	_	_	_	_	_		_	587, 796	600, 458	603, 049	505, 529 65, 1	374, 859	-250, 913	-357, 800 76 1	-448, 440 70 0	-793, 719 00 2	-814, 690	6, 129
改	定率: 6.2% 水処理経費回収率 (ケース2)	(%)	A/C	_	_			_		_	63. 6	63. 1 61. 2	62. 8 60. 9	65. 1 63. 2	68. 9	72. 2 72. 1	76. 1 76. 0	79. 9 79. 8	98. 3 98. 2	100. 1	72. 7
汚	定率:3.0%、5年毎 水処理経費回収率 (ケース3)	(%)	A/C		_			_			62. 8	62.3	62. 1	64. 4	68. 1	74. 9	79. 0	82. 9	102. 0	100.0	71. 5
汚	定率:5.0%、5年毎 水処理経費回収率(ケース4)	(%)	A/C		_						65. 8	65.3	65. 0	67. 5	71. 4	82. 2	79. 0 86. 7	91. 0	112. 0	114.0	73. 6
汚	定率:10.0%、5年每 水処理経費回収率(ケ-ス5)	(%)	A/C	_	_		_	_		_	76. 8	76.2	75. 8	78. 7	83. 2	111.9	118. 0	123. 8	152. 3	155. 1	100.0
改	定率:28.3%、5年毎	\/0/					参次性無限			6日边管庙人初		, 4. 2	, 0. 0	, 5. ,	JJ. L		110.0	.23.0	.02.0	100. 1	100.0

[→] 救済措置開始

⁶月決算値へ変更する

[©] 汚水処理費(維持管理費及び資本費)については、汚水分のみの金額を計上する。 ◎ 本表は、分流式下水道等に要する経費として、基準内繰入とした額を汚水処理費に加えて回収状況を試算したものとする。(救済措置なし)

平成21年度 東京都と多摩26市の減免措置状況

平成23年2月1日 現在 Ø 団体名 200m超10,000m以下の 料金の50%、10,000m超 料金の509。 5,000㎡以下の料 100㎡超の料金 50㎡超200㎡以下 <mark>3 衆 浴 均</mark> (8㎡以下16円、9㎡超1㎡につき2円) 東京 基本料 基本料 基本料 基本料 基本料 基本料 料金の20% 基本料 上下の料金の **の料金の30%** 200㎡超10,000㎡以下 50㎡超3,000㎡ 200㎡超10,000㎡以下 の料金の50%、10,000 料金の50% 5,000㎡以下の料 100㎡超の料金 50㎡超200㎡以下 公 衆 浴 場 <8㎡以下16円、9㎡超1㎡につき2円> 八王子市 基本料 料金の20% 以下の料金の 基本料 基本料 基本料 基本料 基本料 基本料 1mにつき5円 金の10% **0**20% m型の料金の30% 公 衆 浴 く 1 ㎡ に つ き 26 円 立川 全 額 基本使用料 基本使用料 全 額 8㎡以下133円、9㎡超1㎡につき26円で認定水量 武蔵野市 10㎡/月まで 500㎡(H22.10より)/8㎡以下150円、9㎡超1r につき26円で認定水量500㎡(H23.4より) 10㎡/月まで 10㎡/月まで 10㎡/月まで 料金10% 料金10% 公 衆 浴 場 <10㎡以下106円、10㎡超1㎡につき11円> 基本料 鷹 基本料 基本料 相当額 相当額 I 月につき 3 ㎡ 超 の 梅 基本料金 基本料金 基本料金 料金の5% 障害者等 基本料金 料金の509 米軍施設(消費税及び地方消費税) 基本料 基本料 ・障害者のいる世帯(障害者福祉課で基本 中 基本料 基本料 基本料 基本料及び従量 日 10㎡以上は1㎡単価19円) 基本料 使用料の合計の 従量使用料 島 <u>障害者世帯の減免〈基</u>本使用料〉 10%を減額 基本料 基本料 (2カ月で20mま 2ケ月で900㎡を認定 布 (10mまで) | **月あたり5,000㎡ 1月あたり100㎡を** 1月あたり50㎡を 1月あたり200㎡を超え 1月あたり8㎡ 月あたり50mを超え 公衆浴場 10,000m以下の使用料 超える使用料の30% ×1.0 00㎡以下において、5 <1月あたり8㎡以下16円×1.05、同9㎡超2円 基本使用料 基本使用料 基本使用料 基本使用料 料金の20% なし 田 基本使用料 基本使用料 以下の使用料の 超える使用料の 超え3000㎡以下 円×m数×1.05 **20%** 10㎡超200㎡以下1㎡! の使用料の10% の30% × ㎡数×1.05> 0㎡超200㎡以下1㎡ ㎡超200㎡以下1㎡に 使用料の50%減 使用料の20%減 使用料の20%減 つき、10円。営業のみ の水量を計測するメータ つき 10円 党業のみ 10円、営業のみの水 公 小金井市 基本料 基本料 基本料 全 額 iを計測するメータの設置 < 1 m あ た り 13 円 免 免 平 基本料金 基本料金 基本料金 基本料金 1 ㎡ あたり 13 円 30㎡超200㎡以下 50㎡を超3,000㎡ まで料金の10% 200㎡を超10,000㎡まで の料金の50%、10,000㎡ を超料金の30% 5,000㎡以下の料 100㎡を超料金 の料金の1mにつき 公 日野 基本料 基本料 基本料 基本料 基本料 料金の20% (基本料、8㎡超1㎡につき13円> 金の10% 東村山市基本料金までは 基本料金までは 基本料金までは 基本料金までは 全額 全額 基本料金免除、 基本料金免除、 基本料金免除。 50㎡超200㎡以下 国 分 寺 市 10m 超30m 以下 10m超30m以下 Imにつき5円×1.05 に係る15% に係る15% に係る15% 基本料 基本料 基本料 立 浴場汚水10㎡以下130円 福 生 基本料 基本料 基本料 -世帯当たり1か月 -世帯当たり1か月 -世帯当たり1か月 (公衆浴場) 1㎡につき16円、なお井戸水を使っ 50㎡超200㎡以下1 市 量15㎡までの使用 につき。汚水排出 量15㎡までの使用 ている場合、井戸水は2ケ月900㎡×16円×1.05 =15,120円の定額料金としている) 狛 江 料金の10% ㎡につき5円 量15㎡までの使用 公 衆 浴 場 く 1 ㎡ あ た り 19 円 徴 収 > 東大和市 基本料 基本料 基本料 基本料 瀬 基本料 基本料 全 額 全 額 車 久 密 米 市 全 額 全 額 全 額 0m超200m以下、1 dにつき5円を乗じて 1カ月につき、汚水排出量10m以下の使用 1カ月につき、汚 1カ月につき、汚 水排出量10㎡以 1カ月につき、汚 武蔵村山市水排出量10㎡以 水排出量10m以 下の使用料 得た額に100分の105 200㎡超10,000㎡以下 8 ㎡ 超 の の料金の50%、10,000 料金の50% 5,000m以下の料 100m超の料金 50㎡超200㎡以下 公 衆 浴 場 <8㎡以下16円、8㎡超1㎡につき2円> 基本料 基本料 基本料 基本料 料金の20% 以下の料金の 金の10% Ø20% 1㎡につき5円 ni超の料金の30% 基本使用料 料金の10%減額 従量料金の509 浴場汚水8㎡以下280円、8㎡超え1㎡に 基本使用料 基本使用料 基本使用料 城 (条例に基づく起 (条例に基づく起 (条例に基づく起 (条例) (条例) (条例) つき26円(条例)・保育園滅免(起案) 案) 非課税世帯のうち、70歳以上のみの世帯、身体障 羽村 害者手帳1.2級、愛の手帳1.2度のいる世帯のみ 制度あり。福祉施策として担当課で対応 平成23年4月1日より、障害者基本法に あきる野市 基本料 基本料 基本料 基づく減免を開始 西東京市 基本料 基本料 基本料 基本料